

# 求人者のみなさまへ

株式会社ゼロナイズ

当社は、厚生労働大臣に届出を行っている職業紹介事業者（許可番号：14-ユ-30301678）です。

職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5に則り、以下の項目を明示しますので内容をご確認ください。

## ●取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当事業所の取扱業務範囲は、港湾運送業務、建設業を除く全職種です。

取扱地域は、国内です。

## ●手数料に関する事項

就職が決定した際の紹介手数料は、有料職業紹介の届出をした範囲内において求人者と合意した金額とし、契約書または覚書等に定めるものとします。

## ●個人情報の取扱いに関する事項

個人情報の取扱者は、各事業所の職業紹介責任者です。

取扱者は、個人の情報に関して当該情報の本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事項に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

## ●苦情処理に関する事項

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者です。

苦情の申出があった場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理します。

## ●返戻金に関する事項

当社の紹介によって就職したものが、入社後3か月以内に本人の都合による退職又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

(1) 入社後1か月以内に雇用契約が終了した場合 80%

(2) 入社後1か月超3か月以内に雇用契約が終了した場合 50%

なお、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

その他、ご不明の点がございましたらお問合せください。